

令和 8 年 6 月 定例県議会付議案

議案第 1 号 令和 8 年度鳥取県一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 2 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例（家庭支援課）

児童福祉法の一部が改正され、条例で委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者の登録に関する基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるものである。

（概要）

児童の保護に従事する職員の要件、設備に関する事項、入所者の支援等に関する事項等委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者の登録に関する基準を定める。

[令和 8 年 10 月 1 日施行 ほか]

議案第 4 号 鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（子育て王国課）

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、専門的な支援の確保・充実のため保育所に勤務する理学療法士等を保育士とみなすことができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、認定こども園に勤務する理学療法士等を保育士とみなすことができることとされたこと、満 3 歳以上の学級編制の基準が改められたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

ア 保育所に勤務する理学療法士等のうち 1 人を保育士とみなすことができることとする。

イ 理学療法士等が保育を行う場合は、当該保育所の保育士の支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

②鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正

ア 認定こども園における職員配置の基準について①ア及びイと同様の改正を行う。

イ 認定こども園の学級編制の基準について、1 学級の子どもの数を原則 30 人以下（現行 原則 35 人以下）とする。

③鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

保育所等における満 3 歳の子どものに係る保育士等の人数に関する経過措置の終期を、令和 10 年 3 月 31 日（現行 当分の間）とする。

[公布施行]

議案第 5 号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局経営企画課）

施設の老朽化等に伴い、電気事業の用に供する発電施設のうち鳥取放牧場風力発電所を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

鳥取放牧場風力発電所を廃止する。

[令和 8 年 9 月 1 日施行]

議案第 6号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター進入路）について（教育センター）

相手方：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町北五丁目 203 番ほか 4 筆	土地	1,602.79 m ²

貸付期間：令和 8 年 9 月 29 日から令和 13 年 9 月 28 日まで

無償貸付理由：市道として利用されている教育センター敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第 7号 財産を無償で譲渡すること（米子市道用地）について（警察本部会計課）

相手方：米子市
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市西福原四丁目 784 番 1	土地	1.11 m ²

無償譲渡理由：米子警察署待機宿舎敷地の一部について、現在は市道の用に供されていることから、今後も市道の用に供するため、米子市に無償で譲渡しようとするものである。

議案第 8号 財産の取得（可搬型エアシェルタ及び付帯設備）について（原子力安全対策課）

取得の目的：原子力防災活動の用に供するため、可搬型エアシェルタ及び付帯設備を整備するものである。

財産の内容：可搬型エアシェルタ及び付帯設備 一式

取得予定価格：81,488,000 円

契約の相手方：再処理機器株式会社

議案第 9号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（子ども発達支援課）

和解の相手方：甲 米子市 個人
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 26,000,000 円を和解の相手方に支払う。

概要：令和 7 年 3 月 25 日、総合療育センターに入所中であった和解の相手方甲及び乙の子を、同施設内で入浴後にストレッチャーからストレッチャーへ移乗させる際、誤って転落させる事故が発生した。その後当該児童は施設内で療養していたが、翌日、心肺停止状態となり搬送先の病院で死亡が確認されたものである。

議案第 10号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（生産振興課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 41,233 円を和解の相手方に支払う。

概要：令和 8 年 4 月 9 日、農業試験場の職員が、農業試験場敷地内において除草作業中、草刈機により跳ね上げられた土塊が、一般県道国安桂木線を走行中の和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

議案第 11号 公共施設等運営権の設定（鳥取県営鳥取空港）について（交通政策課）

鳥取県営鳥取空港の公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 19 条第 4 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第12号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について（政策法務課）

鳥取県行政不服審査会を共同設置する米子市日吉津村中学校組合の解散に伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第13号 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更について（美術館）

物価及び労務費の上昇による運営経費の増額に伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 15,380,663,493 円 → 変更後 15,427,676,241 円（47,012,748 円の増）

議案第14号 予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について（感染症対策センター）

予防接種健康被害調査委員会に係る事務を県が倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町からそれぞれ受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

報 告 事 項

報告第 1号 令和7年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 11件 繰越額 1,964,627千円

報告第 2号 令和7年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 301件 繰越額 48,253,308千円

報告第 3号 令和7年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 12件 繰越額 2,230,627千円

報告第 4号 令和7年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 10,131千円

報告第 5号 令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 21,689千円

報告第 6号 令和7年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 16,808千円

報告第 7号 令和7年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 12,352千円

報告第 8号 令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 20,609千円

報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(令和8年4月24日専決) (人事企画課)

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

職員等の損害賠償責任の一部免責について定めた規定中引用する地方自治法施行令の条項を改める。

[令和8年9月24日施行]

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年4月24日専決) (道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 2,435 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年6月13日、和解の相手方が、一般県道鳥取国府線の歩行者用道路を通行中、路面の陥没した箇所転倒し、和解の相手方が負傷したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年4月24日専決) (道路企画課)

和解の相手方：東伯郡琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 26,117 円（県過失 4 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年5月5日、和解の相手方が、主要地方道東伯野添線を小型乗用二輪自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に接触し、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年4月24日専決) (道路企画課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 12,280 円（県過失 4 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和7年5月14日、和解の相手方甲が、主要地方道鳥取福部線を和解の相手方乙所有の軽貨物自動車で行中、沿道の駐車場に進入しようとした際、歩車道境界ブロックが跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年4月24日専決) (道路企画課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 八頭郡八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 9,348 円（県過失 4 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：令和7年11月10日、和解の相手方甲が、一般県道倉吉江北線を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で行中、対向車とすれ違うため路側帯を通過したところ、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年4月24日専決) (道路企画課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 30,327 円（県過失 3 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年11月15日、和解の相手方が、一般県道倉吉江北線を普通乗用自動車で行中、対向車とすれ違うため路側帯を通過したところ、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年5月15日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 438,768 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年11月30日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年5月15日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：東伯郡三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 242,693 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年12月16日、琴浦大山警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようと後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年5月15日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 78,210 円及び人身損害に対する損害賠償金 23,975 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：令和7年12月18日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年5月27日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 4,062,066 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年1月3日、一般県道俵原青谷線に設置されていた消雪施設（空気弁）が破損し、噴出した水により和解の相手方が所有する家屋及び土地を損傷させたものである。

報告第10号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 16件 変更 1件